

大阪市規則第53号

大阪市学校給食費等の管理に関する規則の一部を改正する規則

大阪市学校給食費等の管理に関する規則（平成26年大阪市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 条例第3条第3項の規定により市規則で定める額は、次の各号に掲げる学校給食を受ける児童又は生徒（以下「児童等」という。）の区分に応じ、児童等1人1日につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校及び義務教育学校の第1学年及び第2学年の児童 <u>337円</u></p> <p>(2) 小学校及び義務教育学校の第3学年及び第4学年の児童 <u>340円</u></p> <p>(3) 小学校及び義務教育学校の第5学年及び第6学年の児童 <u>343円</u></p> <p>(4) 中学校の生徒並びに義務教育学校の第7学年、第8学年及び第9学年の生徒 <u>410円</u></p> <p>[2・3 略]</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>(1) 小学校及び義務教育学校の第1学年及び第2学年の児童 <u>287円</u></p> <p>(2) 小学校及び義務教育学校の第3学年及び第4学年の児童 <u>290円</u></p> <p>(3) 小学校及び義務教育学校の第5学年及び第6学年の児童 <u>293円</u></p> <p>(4) 中学校の生徒並びに義務教育学校の第7学年、第8学年及び第9学年の生徒 <u>350円</u></p> <p>[2・3 同左]</p>
<p>(教職員給食費の徴収)</p> <p>第9条 条例第6条第1項の市規則で定める額は、次の各号に掲げる給食の提供を受ける教職員の区分に応じ、教職員1人1日につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校及び義務教育学校の第1学年及</p>	<p>(教職員給食費の徴収)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>(1) 小学校及び義務教育学校の第1学年及</p>

<p>び第2学年の児童が受ける学校給食に相当する給食の提供を受ける教職員 <u>337円</u></p> <p>(2) 小学校及び義務教育学校の第3学年及び第4学年の児童が受ける学校給食に相当する給食の提供を受ける教職員 <u>340円</u></p> <p>(3) 小学校及び義務教育学校の第5学年及び第6学年の児童が受ける学校給食に相当する給食の提供を受ける教職員 <u>343円</u></p> <p>(4) 中学校に勤務する教職員並びに義務教育学校の第7学年、第8学年及び第9学年の生徒が受ける学校給食に相当する給食の提供を受ける教職員 <u>410円</u></p> <p>[2～4 略]</p>	<p>び第2学年の児童が受ける学校給食に相当する給食の提供を受ける教職員 <u>287円</u></p> <p>(2) 小学校及び義務教育学校の第3学年及び第4学年の児童が受ける学校給食に相当する給食の提供を受ける教職員 <u>290円</u></p> <p>(3) 小学校及び義務教育学校の第5学年及び第6学年の児童が受ける学校給食に相当する給食の提供を受ける教職員 <u>293円</u></p> <p>(4) 中学校に勤務する教職員並びに義務教育学校の第7学年、第8学年及び第9学年の生徒が受ける学校給食に相当する給食の提供を受ける教職員 <u>350円</u></p> <p>[2～4 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大阪市学校給食費等の管理に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施する学校給食（大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（平成25年大阪市条例第93号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）に係る学校給食費（条例第3条第1項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第9条第1項の規定は、施行日以後に教職員（学校（条例第1条に規定する学校をいう。）に勤務する教職員に限る。以下同じ。）に提供する給食に係る教職員給食費（条例第6条第1項に規定する教職員給食費をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に教職員に提供した給食に係る教職員給食費については、なお従前の例による。